

お知らせ

若者・移住者の空き家取得に奨励金を交付します

- ▽交付対象Ⅱ大船渡市空き家バンクに利用希望登録し、空き家バンク物件を取得した人で、次の①または②のいずれかに該当する人
- ①若者世代
 - ※39歳以下（昭和58年4月2日以降に生まれた人）
- ②岩手県外からの移住者
- ▽交付金額Ⅱ30万円
- ※空き家の取得価格が30万円に満たない場合は、取得価格に相当する額（1万円未満切捨て）
- ▽交付要件
 - ・購入した空き家に奨励金の交付を受けた日から5年以上、継続して居住する意思があること
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・空き家に係る売買契約の相手方が3親等以内の親族でないこと
 - ・過去にこの奨励金の交付を受けていないこと
 - ・岩手県外からの移住者については、空き家に係る売買契約の締結後に本市に移住

▽注意事項

- ・大船渡市空き家バンク活用奨励金を受給している人は対象外です。
- ・予算額に達し次第、受け付けを終了します。
- ・令和5年4月1日以降に取得した空き家が対象となります。
- ・詳細は市ホームページを確認ください。

▽申込先・問い合わせ先

- 住宅管理課空家対策係
- （☎内線324）



市ホームページ

移住支援金の制度を拡充しました

- 市は、東京圏（※）から大船渡市に移住し、就業等の要件を満たした人に支援金を支給しています。
- 4月1日以降に転入した人を対象に、世帯の中に18歳未満の子がいる場合の加算額が100万円に増額されたほか、移住元要件の関係人口要件を追加しました。
- ※東京圏とは、埼玉県、千葉県

▽支給金額

- ①単身：60万円
- ②2人以上世帯：100万円
- ※世帯の中に18歳未満の子がいる場合、その子1人につき100万円を加算します。
- ▽移住元要件Ⅱ大船渡市への移住直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住または通勤・通学していた人
- ▽移住先要件Ⅱ次の①および②のいずれかに該当する人

▽移住先要件Ⅱ次の①および②のいずれかに該当する人

- ①大船渡市へ住民票の異動を伴って転入した人
- ②岩手県が運営するマッチングサイト（シゴトバクラシバいわて）に移住支援金の対象として掲載する企業に新規就業した人
- ③岩手県から起業支援金の交付決定を受けた人
- ④移住元の業務を引き続きテレワークで実施する人
- ⑤専門人材の人
- ⑥関係人口要件を満たす人が経過し、かつ、転入から3か月以上1年以内
- ▽問い合わせ先

商工課労政係

（☎内線111）



市ホームページ

有害獣侵入防止のための電気柵購入を補助します

- ▽補助対象Ⅱ以下の要件を全て満たすこと
- ・市内に農地などを所有または借用する農業法人や農業関係団体、個人の農家
- ・市内において、おおむね10アール以上の農地などを有し、耕作や栽培、飼育を行っていること
- ・市税を滞納していないこと
- ▽補助内容
- ・販売を目的とする農家などの場合、対象の2分の1以内の額（上限5万円）
- ・自家消費を目的とする農家などの場合、対象の2分の1以内の額（上限2万5千円）
- ▽注意事項
- ・電気柵の買い替えも対象となる場合があります。
- ・電気柵の購入前に申請が必要です。
- ▽問い合わせ先

農林課林業係

（☎内線338）

第一種銃猟免許の取得を支援します

- ▽補助対象Ⅱ以下の要件を全て満たすこと
- ・おおむね過去3年以内に第一種銃猟免許を取得し、大船渡猟友会に入会した人
- ・取得した狩猟免許により、将来にわたり市の有害鳥獣対策事業に従事する意思を有する人
- ・市内在住で、市税を滞納していない人
- ▽補助内容
- ・新規に第一種銃猟免許を取得する経費は、対象の2分の1以内の額（上限5万円）
- ・猟具を取得するために必要な経費は、対象の2分の1以内の額（上限5万円）
- ▽問い合わせ先
- 農林課林業係
- （☎内線338）



お知らせ

大船渡市環境審議会の委員を募集します

- 環境に関する計画や環境全般にわたり、市民の皆さんから広く意見などをいただくため、「環境審議会」の委員を募集します。
- ▽応募資格Ⅱ応募日現在で次の要件をすべて満たす人
- ・市内に在住、通勤または通学していること。
- ・良好な環境づくりに関心があること。
- ・18歳以上であること。
- ・国や地方公共団体の議員でないこと。
- ▽募集人数Ⅱ2人以内
- ▽任期Ⅱ7月1日〜令和7年6月30日（2年間）
- ▽会議の開催Ⅱ年2回程度
- ▽報酬Ⅱ市の規定により報酬を支給します。
- ▽応募方法Ⅱ応募用紙に①氏名、②住所、③生年月日、④職業（勤務先または通学先）、⑤電話番号、⑥地域活動やボランティア活動などの経験、⑦応募動機、⑧「大船渡市の環境」についてのコメントを記載の上、E

【Eメール】ofu_simin@city.ofunato.iwate.jp

行政相談委員会へお気軽に相談を

- 行政相談委員へは、国が行う仕事をはじめ、NTT東日本㈱、東日本高速道路㈱、日本年金機構などの特殊法人や国立病院機構、国立大学法人などの独立行政法人が行っている仕事についての相談などを行うことができます。
- ▽行政相談委員の皆さん
- 細川文規さん（末崎町／☎3663）
- 熊谷睦子さん（三陸町綾里／☎2515）
- 菅原圭一さん（大船渡町／☎0839）
- ▽相談場所など

クマの注意

- 市内の山のほとんどはクマの生息域です。クマがいるのは当然と思つて山に入りましよう。特に、悪天候の日や沢の音が大きい場所では、クマも人の気配に気付かないこともありますので、注意が必要です。
- 山でクマと出遭わないための注意点
- ・グループでの行動を基本とし、朝夕は山中に入らない。
- ・山中では声を掛け合いなから行動する。
- ・出没情報を市農林課や警察署から確認し、危険な場所には近づかない。
- ・鈴や笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。
- ・子グマの近くには必ず母グマがいるため、子グマを見たらそつと立ち去る。

森林の伐採、開発には手続きが必要です

- 森林を伐採、開発する際は、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要です。
- 計画がある場合は、以下に問い合わせください。
- ▽問い合わせ先
- 保安林以外の森林での立木の伐採：農林課（☎内線338）
- 保安林での立木の伐採や土地の形質の変更：大船渡農林振興センター（☎279914）
- 保安林以外の森林での1haを越える開発行為（ただし太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の場合は0.5ha）：大船渡農林振興センター（☎279914）
- マイナポイントの申込期限が9月末まで延長となりました
- 令和5年2月までにマイナ

マイナポイントの申込期限が9月末まで延長となりました

- 令和5年2月までにマイナ

お問い合わせ先

- メール、郵送、ファクス、持参のいずれかによりご提出ください。
- ※応募用紙は、市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページからもダウンロードできます（任意用紙への記入も可）。
- ▽募集締切日Ⅱ5月31日（水）必着
- ▽応募先・問い合わせ先
- 市民環境課環境衛生係
- （☎内線124／☎23118）

【Eメール】ofu_simin@city.ofunato.iwate.jp